

平成 30 年 2 月

香川県広域水道企業団議会定例会会議録

●香川県広域水道企業団告示第 1 号

平成 30 年 2 月 6 日午前 10 時香川県広域水道企業団議会定例会を高松市番町四丁目香川県庁本館 21 階特別会議室に招集する。

平成 30 年 1 月 30 日

香川県広域水道企業団企業長 浜田 恵造

平成 30 年 2 月 6 日（火曜日） 午前 10 時 0 分開会

出席議員 27名

尾崎 道広 君	中村 順一 君
三野 康祐 君	都築 信行 君
大山 一郎 君	斉藤 勝範 君
辻村 修 君	岡下 勝彦 君
竹内 俊彦 君	吉峰 幸夫 君
妻鹿 常男 君	横田 隼人 君
内田 俊英 君	大藤 匡文 君
田中 渉 君	大賀 正三 君
多田 照雄 君	井上 弘志 君
城中 利文 君	濱野 良一 君
谷 康男 君	西丸 一明 君
宮本 隆 君	碓石 眞己 君
安川 稔 君	金井 浩三 君
川原 茂行 君	

欠席議員 なし

出席関係者

企 業 長 浜 田 恵 造	主幹兼課長補佐 横 田 秀 樹
副 企 業 長 大 西 秀 人	議 会 事 務 局 長 植 松 和 弘
副 企 業 長 小 野 正 人	議 会 事 務 局 次 長 黒 川 憲 哉
事 務 局 長 和 田 光 弘	議 会 事 務 局 書 記 渡 邊 直 也
事 務 局 総 括 主 幹 塩 田 広 宣	議 会 事 務 局 書 記 金 子 真 路
主 幹 兼 課 長 補 佐 伊 瀬 習 示	議 会 事 務 局 書 記 村 瀬 征 光
主 幹 兼 課 長 補 佐 篠 原 光 慶	議 会 事 務 局 書 記 森 親 哉

議 事 日 程

- 第 1 議長選挙
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期決定の件
- 第 5 副議長選挙
- 第 6 発議案第 1 号 香川県広域水道企業団議会会議規則議案
- 第 7 議案第 1 号 平成 30 年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案
- 第 8 議案第 2 号 平成 30 年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案
- 第 9 議案第 3 号 香川県広域水道企業団議会定例会に関する条例議案
- 第 10 議案第 4 号 香川県広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する
条例議案
- 第 11 議案第 5 号 香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例議案
- 第 12 議案第 6 号 香川県広域水道企業団の休日を定める条例議案
- 第 13 議案第 7 号 香川県広域水道企業団監査委員条例議案
- 第 14 議案第 8 号 香川県広域水道企業団行政手続条例議案
- 第 15 議案第 9 号 香川県広域水道企業団行政不服審査会条例議案
- 第 16 議案第 10 号 香川県広域水道企業団行政手続等における情報通信の技術の利用
に関する条例議案
- 第 17 議案第 11 号 香川県広域水道企業団暴力団排除条例議案
- 第 18 議案第 12 号 香川県広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条
例議案
- 第 19 議案第 13 号 香川県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関す
る条例議案
- 第 20 議案第 14 号 香川県広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例議
案
- 第 21 議案第 15 号 香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例議案
- 第 22 議案第 16 号 香川県広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例議案
- 第 23 議案第 17 号 香川県広域水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する
条例議案

- 第24 議案第18号 香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例議案
- 第25 議案第19号 香川県広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する条例議案
- 第26 議案第20号 香川県広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例議案
- 第27 議案第21号 香川県広域水道企業団議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例議案
- 第28 議案第22号 香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例議案
- 第29 議案第23号 香川県広域水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例議案
- 第30 議案第24号 香川県広域水道企業団債権管理条例議案
- 第31 議案第25号 香川県広域水道企業団水道事業給水条例議案
- 第32 議案第26号 香川県広域水道企業団工業用水道事業給水条例議案
- 第33 議案第27号 香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例議案
- 第34 議案第28号 香川県広域水道企業団水道施設再生可能エネルギー発電設備維持管理基金条例議案
- 第35 議案第29号 香川県広域水道企業団公告式条例の一部を改正する条例議案
- 第36 議案第30号 香川県広域水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例議案
- 第37 議案第31号 香川県広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例議案
- 第38 議案第32号 香川県広域水道企業団職員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第39 議案第33号 香川県広域水道企業団特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第40 議案第34号 香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第41 議案第35号 専決処分事項の承認について（香川県広域水道企業団公告式条例）
- 第42 議案第36号 専決処分事項の承認について（香川県広域水道企業団情報公開条例）
- 第43 議案第37号 専決処分事項の承認について（香川県広域水道企業団個人情報保護条例）

- 第44 議案第38号 専決処分事項の承認について（香川県広域水道企業団職員定数条例）
- 第45 議案第39号 専決処分事項の承認について（香川県広域水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例）
- 第46 議案第40号 専決処分事項の承認について（香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例）
- 第47 議案第41号 相互救済事業の委託について
- 第48 議案第42号 香川県広域水道企業団監査委員の選任同意について

○議会事務局長（植松和弘君）本日は、香川県広域水道企業団の最初の議会でありますので、議長の選挙が行われますまでの間、地方自治法第292条において準用する同法第107条の規定によりまして、最年長の議員が、臨時に、議長の職務を行うことになっております。

本日の出席議員中、川原茂行議員が最年長者でありますので、御紹介申し上げます。川原茂行議員、議長席へお着きを願います。

（川原茂行君議長席着席）

○臨時議長（川原茂行君）ただいま紹介されました川原茂行でございます。

議長が選挙されるまで、臨時に議長の職務を行いますので、よろしく願いをいたします。

開会に先立ちまして、企業長から、会期決定及び本定例会招集のごあいさつがあります。浜田企業長。

（企業長浜田恵造君登壇）

○企業長（浜田恵造君）

本日、平成30年2月香川県広域水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては御参集を賜り、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

さて、現在、水道事業は、人口減少に伴う給水収益の減少が見込まれる中、老朽化が進む施設の大量更新や、南海トラフ地震などの大規模災害への備え、水道従事職員の大量退職に伴う技術の伝承など、多くの課題を抱えており、加えて、本県では、渇水への対応も、大きな課題となっております。

こうした山積する課題に対しましては、県や市町が、それぞれ単独で対応するのではなく、広域化によるスケールメリットを生かした業務の効率化等により、経営基盤を強化しながら、解決を図っていくことが有効でありますことから、本県では、その実現に向けて、平成20年から関係市町との間で、鋭意、検討を重ねてまいりました。

約9年にわたる協議を経て、昨年11月に、広域化後の水道事業の経営主体となる本企業団を設立したところであり、この間、本日御出席の議員各位をはじめ、県議会及び市町議会の皆様方の御理解、御協力に深く感謝申し上げます。

本年4月からは、企業団により水道事業を開始することになりますが、水道は、日常生活に欠くことのできない重要なライフラインであり、広域化の目的は、将来にわたり、安全な水を安定的に供給していくことでもありますことから、私としましては、引き続き、関係市町ともしっかり意見交換を行いながら、所期の目的の実現に向け、全力をあげて取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位には、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会にあたりましての御挨拶といたします。

(降壇)

○臨時議長（川原茂行君）ただいまから、平成30年2月香川県広域水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

お諮りいたします。

議事の進行につきましては、香川県広域水道企業団議会会議規則が制定されていませんので、それまでの間、後ほど発議案第1号で提案される香川県広域水道企業団議会会議規則議案により進行いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（川原茂行君）異議なしと認めます。

よって、これからの議事については、香川県広域水道企業団議会会議規則議案により進めることといたします。

この際、議事の都合上、仮議席を指定いたします。仮議席は、氏名標のとおりと指定いたします。

○臨時議長（川原茂行君）日程第1、議長選挙を議題といたします。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（川原茂行君）ただいまの出席議員は、27名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○臨時議長（川原茂行君）投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（川原茂行君）配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○臨時議長（川原茂行君）異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、議席番号の順に投票願います。

（投票）

○臨時議長（川原茂行君）投票漏れは、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（川原茂行君）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票箱を閉鎖いたします。

（投票箱閉鎖）

○臨時議長（川原茂行君）立会人を指名いたします。

立会人は、会議規則議案第30条第2項の規定により、都築信行君、竹内俊彦君、宮本 隆君の3名を指名いたします。

立会人は、直ちに演壇のところへ、お集まりください。

（立会人参集）

○臨時議長（川原茂行君）開票いたします。

(開票)

○臨時議長(川原茂行君)選挙の結果を報告いたします。

出席議員 27 名、投票総数 27 票、有効投票 24 票、無効投票 3 票。

有効投票中、尾崎道広君 23 票、中村順一君 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、6 票であります。よって、尾崎道広君が、議長に当選されました。

○臨時議長(川原茂行君)議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(川原茂行君)ただいま議長に当選されました尾崎道広君が議場におられますので、本職から、会議規則議案第 32 条第 2 項の規定による告知をいたします。

ただいま議長に当選されました尾崎道広君のごあいさつがあります。

尾崎道広君。

(尾崎道広君登壇)

○尾崎道広君

この度、議員各位の御推挙をいただきまして、香川県広域水道企業団議会の初代議長に就任することになりました。

今、企業長の浜田知事からもお話があったように、県内水道事業を取り巻く環境は非常に厳しく、多くの課題を顕在させております。

本企业団は、こうした課題に的確に対応してきておりますが、将来にわたって、安全な水道水を安定的に供給するという大きな使命があります。その実現に向けて、議会としても、執行部の取組みをしっかりと確認し、必要な意見の申出や提案を行っていく必要があります。

私は、議長として、議会がその役割を十二分に果たせるよう努めてまいりますので、議員の皆さま方におかれましては、御協力をいただきますよう特にお願い申し上げまして、大変簡単でございますけれども、就任の挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

(拍手、降壇)

○臨時議長(川原茂行君)一言、ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、年長議員のゆえをもちまして、臨時議長を務めましたところ、皆様方の御協力を賜り、無事、その職責を果たすことができました。ここに厚く御礼を申し上げ、ごあ

いさつといたします。ありがとうございました。

○臨時議長(川原茂行君)尾崎道広議長、議長席へお着きを願います。

(議長席、川原臨時議長にかわり尾崎議長が着席)

○議長(尾崎道広君)この際、諸般の報告をいたします。

職員に朗読させます。

(職員朗読)

諸般の報告

1、会議規則議案第21条の規定に基づく発議案1件を受理いたしました。

1、企業長から、地方自治法第292条において準用する同法第149条の規定に基づく議案36件を受理いたしました。

1、企業長から、地方自治法第292条において準用する同法第179条の規定に基づく専決処分報告6件を受理いたしました。

以上

○議長(尾崎道広君)以上で、諸般の報告を終わります。

○議長(尾崎道広君)日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則議案第2条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の氏名標のとおり指定いたします。

○議長(尾崎道広君)次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則議案第72条の規定により、議長において指名いたします。

三野康祐君、田中 渉君、濱野良一君の3名を指名いたします。

○議長(尾崎道広君)次に、日程第4、会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾崎道広君)御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

○議長（尾崎道広君）次に、日程第5、副議長選挙を議題といたします。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（尾崎道広君）ただいまの出席議員は、27名であります。投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（尾崎道広君）投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾崎道広君）配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（尾崎道広君）異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、議席番号の順に投票願います。

（投票）

○議長（尾崎道広君）投票漏れは、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾崎道広君）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票箱を閉鎖いたします。

（投票箱閉鎖）

○議長（尾崎道広君）立会人を指名いたします。

立会人は、会議規則議案第30条第2項の規定により、都築信行君、竹内俊彦君、宮本 隆君の3名を指名いたします。立会人は、直ちに演壇のところへ、お集まりください。

（立会人参集）

○議長（尾崎道広君）開票いたします。

（開票）

○議長（尾崎道広君）選挙の結果を報告いたします。

出席議員 27 名、投票総数 27 票、有効投票 23 票、無効投票 4 票、有効投票中、中村順一君 20 票、妻鹿常男君 3 票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、6 票であります。よって、中村順一君が、副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（尾崎道広君）ただいま副議長に当選されました中村順一君が議場におられますので、本職から、会議規則議案第 32 条第 2 項の規定による告知をいたします。

ただいま副議長に当選されました中村順一君のごあいさつがあります。

中村順一君。

（中村順一君登壇）

○副議長（中村順一君）ただいま、議員各位の御推挙をいただき、香川県広域水道企業団議会の初代副議長に就任させていただきました。県内の水道を取り巻く課題は山積しており、本企業団及び企業団議会の役割の重要性を考えますと、改めまして、職責の重大さを痛感いたしております。

もとより微力ではありますが、尾崎議長を補佐し、円滑な議会運営が行われますよう、精いっぱい努めさせていただきますので、議員各位の御協力をお願い申し上げまして、副議長就任の御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

（拍手、降壇）

○議長（尾崎道広君）次に、日程第 6、発議案第 1 号、香川県広域水道企業団議会会議規則議案を、議題といたします。

本発議案の提出者及び案文は、配付のとおりであります。

○議長（尾崎道広君）お諮りいたします。

本発議案については、提出者の説明を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾崎道広君）御異議なしと認め、そのように決定いたします。

本発議案については、討論の通告がありませんので、直ちに起立により採決いたします。

発議案第1号を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾崎道広君）起立全員、よって、本発議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（尾崎道広君）次に日程第7、議案第1号 から日程第48、議案第42号までを一括議題といたします。

企業長の提案理由の説明を求めます。

浜田企業長。

○企業長（浜田恵造君）

今定例会に提案いたしました議案は、平成30年度水道事業会計予算議案など、42議案であり、主だった内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第1号議案の平成30年度水道事業会計予算議案についてであります。

企業団として最初の当初予算となる平成30年度当初予算は、昨年8月に、私と関係市町長が出席した「広域水道事業体設立準備協議会」において、企業団運営の指針として決定しました「香川県水道広域化基本計画」に定める財政運営や施設整備等の基本方針に沿って、編成したものであります。

平成30年度の業務予定量としまして、給水戸数は、41万8千9百戸、年間給水量は、1億2千6百万立方メートル余を予定するとともに、主な建設改良事業として、新たな送水管等の整備を行う「広域水道施設整備事業」に8億8千万円余、老朽化した水道施設の更新事業に96億9千万円余を予定しております。

この結果、収益的収入及び支出として、事業収益242億1千5百万円余に対し、事業費用が、219億9千2百万円余となり、差引き22億2千3百万円余の黒字となっております。

また、資本的収入及び支出として、資本的収入が、98億7千9百万円余、資本的支出が、221億7千2百万円余で、差引き122億9千3百万円の収支不足が見込まれますが、この不足額については、内部留保資金などで補填することとしております。

次に、第2号議案の平成30年度工業用水道事業会計予算議案についてであります。工業

水道事業は、現在、県水道局が実施している同事業を企業団が引き継いで行うものであり、平成30年度の業務予定量としまして、給水事業所は、中讃地区の38事業所、年間給水量は、2千百万立方メートル余を予定するとともに、主な建設改良事業として、水道管等の更新・耐震化事業に9億8千万円余を予定しております。

この結果、収益的収入及び支出として、事業収益8億1千7百万円余に対し、事業費用が、7億4千8百万円余となり、差引き6千9百万円余の黒字となっております。

また、資本的収入及び支出として、資本的収入が、8億5千5百万円、資本的支出が、12億6千8百万円余で、差引き4億1千3百万円余の収支不足が見込まれますが、この不足額については、水道事業と同じく、内部留保資金などで補填することとしております。

続きまして、予算外議案について、御説明いたします。

第3号議案から第28号議案までは、新規制定の条例議案であります。

第3号議案は、地方自治法に基づき、企業団議会の定例会の回数を定める条例を制定するものであり、第4号議案は、同じく地方自治法に基づき、企業団議会の議員の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定める条例を制定するものであります。

第5号議案は、地方公営企業法に基づき、企業団が行う水道事業及び工業用水道事業の設置等について、必要な事項を定める条例を制定するものであります。

第6号議案は、地方自治法に基づき、企業団の休日を定める条例を、同じく、第7号議案は、企業団の監査委員について、必要な事項を定める条例を制定するものであります。

第8号議案は、行政手続法に基づき、企業団における処分、行政指導、届出の手続きについて、必要な事項を定める条例を制定するものであります。

第9号議案は、行政不服審査法に基づき、企業団の行政不服審査会の組織及び運営について、必要な事項を定める条例を制定するものであります。

第10号議案は、企業団への申請、届出の手続きについて、いわゆる電子申請を可能とするため、必要な事項を定める条例を制定するものであります。

第11号議案は、暴力団排除の基本理念や、排除に係る基本的な施策を定める条例を制定するものであります。

第12号議案は、地方公務員法に基づき、人事行政の運営状況の公表について、同じく、第13号議案は、企業団職員の降任、免職、休職等の分限処分の手続きについて、第14号議案は、企業団職員に対する懲戒処分の手続きなどについて、第15号議案は、企業団職員の定年について、第16号議案は、企業団職員のサービスの宣誓について、第17号議案は、企

業団職員の職務専念義務の特例について、それぞれ、必要な事項を定める条例を制定するものであります。

第 18 号議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、企業団職員の育児休業等について、必要な事項を定める条例を制定するものであります。

第 19 号議案は、地方公務員法に基づき、企業団職員の自己啓発等休業について、同じく、第 20 号議案は、企業団職員の配偶者同行休業について、それぞれ、必要な事項を定める条例を制定するものであります。

第 21 号議案は、地方公務員災害補償法に基づき、企業団議会の議員や非常勤職員の公務災害補償について、必要な事項を定める条例を制定するものであります。

第 22 号議案は、地方公営企業法に基づき、企業団職員の給与の種類及び基準を定める条例を制定するものであります。

第 23 号議案は、地方自治法施行令に基づき、長期継続契約を締結できる契約を定める条例を制定するものであります。

第 24 号議案は、企業団の債権管理に関する事務処理について、必要な事項を定める条例を制定するものであります。

第 25 号議案は、企業団が行う水道事業について、第 26 号議案は、企業団が行う工業用水道事業について、それぞれ、料金その他の供給条件などの必要な事項を定める条例を制定するものであります。

第 27 号議案は、水道法に基づき、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等について、必要な事項を定める条例を制定するものであります。

第 28 号議案は、水道施設に設置する再生可能エネルギー発電設備の維持管理等を円滑に実施するための基金の設置について、必要な事項を定める条例を制定するものであります。

続きまして、第 29 号議案から 34 号議案までは、企業団設立時に専決処分により制定しました第 35 号議案から第 40 号議案に係る条例の一部を改正する条例議案であります。

第 29 号議案から第 33 号議案は、今般の企業団議会や監査委員の設置のほか、本年 4 月の事業開始に向けて、所要の改正を行うものであります。

第 34 号議案は、企業長が指定する副企業長の給料等の額を定めるため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、第 35 号議案から第 40 号議案までは、企業団設立時に、専決処分により制定した条例について、専決処分に係る議会の御承認を求めるものであります。

第 35 号議案は、地方自治法に基づき、条例の公布等について、第 36 号議案は、企業団が保有する行政文書の公開について、第 37 号議案は、企業団が保有する個人情報の適正な取扱い等について、第 38 号議案は、地方自治法に基づき、企業団の職員定数について、同じく、第 39 号議案は、付属機関の委員の報酬等について、第 40 号議案は、企業長の給与等について、それぞれ、必要な事項を定める条例を制定したものであります。

続きまして、第 41 号議案は、地方自治法に基づき、災害による財産の損害に対する相互救済事業を公益社団法人全国市有物件災害共済会に委託しようとするものであります。

最後に、本日、追加提案をさせていただきました人事案件について、御説明いたします。

第 42 号議案は、監査委員の選任について、議会の同意を得ようとするものであります。

以上、提案いたしました議案につきまして、その要旨を御説明いたしました。議員の皆様方におかれましては、御審議の上、よろしく御議決・御同意賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（尾崎道広君）以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

これらの議案については、質疑、質問及び討論の通告がありませんので、質疑、質問及び討論なしと認められると思いますが、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾崎道広君）御異議なしと認め、そのように決定いたします。

これより議案第 1 号 から、議案第 42 号 までの 42 議案を一括して起立により採決いたします。

これら 42 議案を、いずれも原案のとおり可決、承認及び同意することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾崎道広君）起立全員、よって、これら 42 議案は、いずれも原案のとおり可決、承認及び同意することに決定いたしました。

以上で、全日程を終了いたしましたので、議事を閉じます。

これをもって、今期定例会を閉会いたします。

午前 10 時 50 分閉会

会議録署名議員

臨時議長 川原茂行

議長 尾崎道広

議員 三野康祐

議員 田中 渉

議員 濱野良一